

平成17年西東京市教育委員会第6回定例会会議録

- 1 日 時 平成17年6月28日(火)
開会 午後2時 閉会 午後3時28分
- 2 場 所 西東京市スポーツセンター 会議室
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 委 員 長 竹尾 格
委員長職務代理者 大後 みき子
委 員 角田 富美子
教 育 長 宮崎 美代子
- 5 出席職員 学 校 教 育 部 長 村野 正男
学校教育部副参与兼教育庶務課長 二谷 保夫
学校教育部主幹(教育庶務課) 小野 隆
学校教育部副参与兼学務課長 富田 和明
指 導 課 長 大町 洋
学校教育部副参与兼教育相談課長 長澤 和子
生 涯 学 習 部 長 名古屋 幸男
社 会 教 育 課 長 宮寺 勝美
生涯学習部副参与兼スポーツ振興課長 富所 利之
生涯学習部副参与兼保谷公民館長 島崎 隆男
中 央 図 書 館 長 小池 博
- 6 事務局 教育庶務課庶務係長 白井 清美
教育庶務課庶務係主査 大和田 順子
- 7 傍聴人 13人

平成17年西東京市教育委員会第6回定例会議事日程

日 時 平成17年6月28日(火) 午後2時から

場 所 西東京市スポーツセンター会議室

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 議案第37号 西東京市社会教育委員の委嘱について
- 第3 議案第38号 西東京市文化財保護審議会委員の委嘱について
- 第4 議案第39号 西東京市スポーツ施設条例施行規則
- 第5 議案第40号 西東京市スポーツ振興審議会委員の委嘱について
- 第6 請願第1号 「学習指導要領の目的を十分に踏まえた中学校の歴史・公民教科書の採択を求める陳情」
- 第7 請願第2号 教科書採択にかんする請願
- 第8 報告事項 (1) 青嵐中学校建替に伴う工事契約について
〔教育庶務課主幹〕
- (2) 保谷中学校体育館建替に伴う事業予定について
〔教育庶務課主幹〕
- (3) 平成17年度小学校給食調理業務委託校について〔学務課長〕
- (4) 西東京市体育指導委員の解職及び委嘱について
〔スポーツ振興課長〕
- (5) 西東京市スポーツ施設条例について〔スポーツ振興課長〕
- (6) 西東京市公民館事業実績報告書について〔保谷公民館長〕
- 第9 その他

西東京市教育委員会会議録

平成 17 年第 6 回定例会
(6 月 28 日)

午 後 2 時 0 0 分 開 会

議事の経過

竹尾委員長 ただいまから平成17年第6回西東京市教育委員会定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日は角田委員にお願いいたします。

竹尾委員長 日程第2 議案第37号 西東京市社会教育委員の委嘱について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第37号 西東京市社会教育委員の委嘱についての提案理由を御説明申し上げます。

本案については、社会教育委員の任期満了に伴い委嘱するものでございます。任期につきましては平成17年7月1日から平成19年6月30日までとなっております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

名古屋生涯学習部長 それでは、教育長に補足いたしまして御説明申し上げます。

社会教育委員につきましては、社会教育法第15条の規定によりまして、西東京市社会教育委員設置条例に基づき設置しているものでございます。社会教育委員の会議につきましては社会教育委員会の諮問に応じまして、社会教育に関する事項について調査・審議を行っているものでございます。

委員の任期につきましては、平成17年7月1日から平成19年6月30日までの2年間とするものでございます。委員につきましては13名以内で構成しております。

選出区分及び人数につきましては、まず学校教育の関係者の区分につきましては、小中学校校長会からの推薦により2名を選出いたしております。社会教育の関係者の区分につきましては社会教育関係団体から4名及び市民公募の枠で2名のあわせまして6名を選出いたしております。家庭教育の向上に資する活動を行う者の区分からにつきましては、保護司会並びに育成会から2名を選出いたしているところでございます。学識経験のある者の区分につきましては、武蔵野大学教授及び元小学校長、元中学校長の3名を選出いたしているところでございます。

以上、委員の選出の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

竹尾委員長 提案理由の説明が終わりました。質疑を受けます。

大後委員 差し支えなければ、性別とお年を教えてくださいと思うんですが。

宮寺社会教育課長 男性につきましては7名、女性につきましては6名になります。それから年齢につきましては、一番若い方が48歳、一番高齢の方が75歳となっております。

角田委員 この市民公募でお2人選ばれていますが、今回は何人ぐらい公募者がいましたか。

宮寺社会教育課長 今回の応募者につきましては5名ございました。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。本議案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第37号 西東京市社会教育委員の委嘱について、は原案のとおり可決されました。

竹尾委員長 日程第3 議案第38号 西東京市文化財保護審議会委員の委嘱について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第38号 西東京市文化財保護審議会委員の委嘱についての提案理由を御説明申し上げます。

本案については、文化財保護審議会委員の任期満了に伴い委嘱するものでございます。任期につきましては、平成17年7月1日から平成19年6月30日までとなっております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

名古屋生涯学習部長 教育長に補足いたしまして御説明申し上げます。

文化財保護審議会につきましては、文化財保護法第190条の規定により、西東京市文化財保護審議会条例に基づき設置しているものでございます。審議会につきましては、教育委員会の諮問に応じて文化財の保護及び活用に関する重要事項につきまして調査・審議し、並びにこれらの事項に関して教育委員会に建議するものでございます。定員につきましては8名以内で構成しておりまして、委員につきましては文化財に関し、広く、かつ高い見識を有する者のうちから委員会が委嘱することとなっております。

以上、選出の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

竹尾委員長 提案理由の説明が終わりました。質疑を行います。

大後委員 8名の委員の中で新任の方は何人いらっしゃいますか。

名古屋生涯学習部長 今回3名の方が新任ということになってございます。名簿順で3段目、多々良征四郎さん、近辻喜一さん、山下喜一郎さん、この3名の方が今回新任ということになってございます。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。本議案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第38号 西東京市文化財保護審議会委員の委嘱について、は原案のとおり可決されました。

竹尾委員長 日程第4 議案第39号 西東京市スポーツ施設条例施行規則及び議案第39号に関係があることから、日程第8 報告事項(5)西東京市スポーツ施設条例について、を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第39号 西東京市スポーツ施設条例施行規則についての提案理由を御説明します。

この条例施行規則につきましては、先般の6月定例会市議会において西東京市スポーツ施設条例を議決していただいたことにより、管理運営事項の細目を規定するため、条例施行規則を制定するものでございます。

詳細につきましては、後ほど事務局から説明をさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いたします。

富所スポーツ振興課長 今回の施行規則の御審議をいただく前に、一括案件という形で西東京市スポーツ施設条例の市議会での審議結果を御報告させていただきたいと思ます。

西東京市スポーツ施設条例の申し出につきましては、平成17年4月27日の第4回定例会議案第19号で教育委員会の議決を経て、市議会6月定例会に上程を行い、審議が行われました。本市議会には公共施設に指定管理者制度を導入する部署から新たに条例設置及び条例の一部改正が上程されたところではありますが、その審議経過の中でそれぞれの条例間の不整合が指摘されました。具体的に御説明いたしますと、今回上程された条例は市民交流施設条例、保谷こもれびホール条例、公園条例、スポーツ施設条例の4条例ですが、スポーツ施設条例の第4条 今日教育委員会の資料で提出されていると思ますので、スポーツ施設条例を御参照いただければと思ます、1ページ目の第4条、指定管理者による管理の後半なのですが、スポーツ施設の管理は地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせることができるという形になってございます。これについては先般、今御説明さしあげましたように、教育委員会で審議された内容と違っておますので御説明させていただきますが、従来には指定管理者に管理は行わせるものという規定となっておりますが、先ほど説明しましたように、他の条例は行わせることができる規定とされておりました。このようなことから、他の条例との整合性を図るために、市長から行わせることができる規定に議案訂正を行い、本議会において議決が得られたものでございます。教育委員会で御審議いただいた中での議案訂正が生じたことについて御理解いただくために、今回経過報告をさせていただきます。よろしくお願いたします。

それでは、議案第39号 西東京市スポーツ施設条例施行規則につきまして、教育長に補足して御説明させていただきます。西東京市スポーツ施設条例は市議会6月定例会に上程を行い、議決されたので、指定管理者制度導入に向け、具体的な手続関係及び施設管理運営内容を定めるため施行規則を整備するものでございます。具体的には現行の施行規則の統一化を図ることを目的としておますので、その内容は継続するものとなっております。また、現行の施設条例の施行規則の統一化を行った関係上、新旧比較表を作成することが非常に難しいため、資料として提出できなかったことを御理解いただきますようお願い申し上げます。

それでは、西東京市スポーツ施設条例施行規則について御説明いたします。

恐れ入りますが、1ページ目をお開きください。第1条の趣旨につきましては、この規則は、西東京市スポーツ施設条例（平成17年西東京市条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものでございます。

第2条の利用時間区分について。条例第6条に規定する西東京市スポーツ施設の開場時間のうち、スポーツ施設及びその附帯設備を利用できる時間の区分は、別表第1に定めているものでございます。

恐れ入りますが、5枚目の別表第1をお開きください。条例第6条で施設の1日の開場時間を条例化しているところでございますが、規則で利用できる時間区分を定めさせていただきます。

いているものでございます。この表でいきますと、スポーツセンターから4番目の西東京市武道場までの体育館関係でございますが、午前9時から午後9時までの間、3時間単位で1日4区分の貸し出しをさせていただきたくものでございます。中ほどの北原運動場から、次のページになりますが、最後の健康広場までについては運動場関係でございますが、夏、冬により若干の異なりはありますが、現行規則と同じ時間区分となっているものでございます。

それでは恐れ入りますが、先ほどの規則の1ページにお戻りいただければと思います。第3条の予約システムによる利用の申請、第4条の予約システムによる利用の申請の抽せんについては、別表2により御説明させていただきますので、先ほどと同じようなところでございますが、6枚目の別表第2をお開きいただければと思います。現在スポーツ施設を利用する場合は公共予約システムを利用して抽せん申込み、予約確定、使用承認が行えるものとなっているところでありますが、その内容を変えることなく整理いたしましたので、その概要を説明させていただきたいと思っております。

初めに、使用の区分は2カ月前申込み、1カ月前申込み、次のページになりますが、随時申請というような形で分かります。それでは、別表第2で御説明させていただきたいと思っておりますが、この表で分かれていますのは、申請の区分、申請等ができるもの、申請等の期間、抽せんの日、申請等の対象の施設名という形の表づくりをさせていただいておりますが、上から御説明さしあげますと、初めに予約システムで申請できるのが2カ月前の申込みでございます。これについては、申込みできる者という形で2段目になりますが、この中のものを要約しますと、市民等市内団体のみの限定の申込みでございます。逆にいいますと、市内団体・市民を2カ月前は優先して抽せんをかけるということでございます。4番目の市内文化団体というものも抽せん対象になっておりますが、これは南町文化スポーツ交流センターと名称が決定されている新しい施設でございますが、その多目的ホール及び会議室に限りまして、これは施設の中の2階でございますが、この使用については文化団体も可能としている条例でございますので、文化団体をこの施設だけに限って受け入れるというような規定になってございます。3点目の申請等の期間でございますが、予約システムでは2カ月前の利用日の属する初日から14日までが申込み期間でございます。右に抽せん日というのがございますが、その同月の15日が抽せん日でございます。16日から月末までに、抽せんに当たられた方が予約確定のために、有料施設であれば入金機により入金を行い、使用申請書の交付を受け予約確定をするものでございます。この予約確定をする手続を行わない場合については、権利放棄という形でキャンセル扱いになります。無料施設については、同じく入金機上により利用の申請の確定をするために使用承認書の交付を受けていただくこととなります。予約確定を行わない場合については、申請の権利を放棄したものであるということでキャンセル扱いになるものでございます。

真ん中から下段になりますが、1カ月前の申込みにつきましては、受け入れる者については市民、または市内の団体、市内の文化団体、あと市民等以外の方、市外の団体の申込みを可能にするものでございます。そのような意味で、1カ月前から市内の団体、市外の団体が混在して申込みを受けるといった形になってございます。1カ月前の申込みについては2カ月前の申請の期間と変わりがまして、1カ月前の属する日から7日までが申請期間でございます。

抽せん日についてはその月の8日、その月の9日から15日までが予約確定のための手続の期間という形になってございます。手続については、先ほど御説明さしあげたとおりでございます。

次のページでございますが、16日以降まだ施設にあきがあるとすれば、随時申請という形で16日以降から使用するまでについて随時申込みを受けるといようなシステムになってございます。この随時申請についても、1カ月前申し込みと同じように、市内、市外、団体等について申込みは可能とするものでございます。そのようなことがこの中で規定として盛り込んであるものでございます。あと1つが、随時申請については抽せんを行わないで申請をした段階で施設を確保できるという形になってございます。

あと次のページになりますが、備考欄でいろいろな取組みをしてございます。先ほどちょっと御説明さしあげましたが、用語の定義をここでしてございます。市民等からとか2号の市民等以外ということでございますが、後半の7番、8番に市内の文化団体、市外の文化団体とこのような形で規定してございます。それから先ほど御説明さしあげましたように、2階の多目的ホールの使用を文化団体も可能としているということで定義づけしているものでございます。

2号で、屋外施設の申込みについては、体育館関係とは別に使用日の2日前まで申請を受け付けるということになってございますので、その辺についてもここで規定しているものでございます。

それでは恐れ入りますが、規則の2ページにお戻りいただきまして、第5条、予約システムによらない利用の申請についてでございますが、まことに申しわけございませんが、7枚目の裏面の別表第3をお開きいただければと思います。この別表第3ではスポーツセンターの温水プール、これは団体・個人でございますが、あとトレーニング室、ランニング走路の利用、備品の貸し出し、真ん中ほどの総合体育館のトレーニング室の利用、あとその下の向台運動場の照明等の利用についてこちらで規定しているものでございます。この施設につきましては予約システムによる予約はできませんので、この表のとおり、利用の当日に個人利用券を自動販売機で購入して御利用いただく。また照明施設利用については、自動入金機で納入していただいて御利用いただくというようにこの中で示しているものでございます。

それでは恐れ入りますが、規則の2ページにお戻りいただきたいと思ひます。2ページの第6条、第7条関係でございますが、これについては利用の承認等、利用の変更等の規定を定めているものでございます。次の8条の利用料金の承認の申請については、利用料金の額を定める金額の範囲内において指定管理者が定める場合、市長の承認を得る必要があることを定めたものでございます。これは具体的には、利用料金の範囲内で指定管理者が自由に利用料金を決めることができるということでございますが、その辺については市長の承認を得る必要があるというように示しているものでございます。

次の9条の利用料金の減免、免除についてでございますが、条例第10条の規定によりまして、利用料金の減免、免除規定が適用される利用者は、指定管理者に申請し承認を受けなければならない規定を定めているものでございます。しかし、2項の1号から4号までに該

当している方、これはハンディキャップ等をお持ちの方なのですが、その方は保持している手帳等を提示することにより利用の免除の申請が得られるものを規定しているものでございます。

恐れ入りますが、3ページ目になりますが、第9条の3項については、先ほどの2項のハンディキャップ等をお持ちの方は条例上、市民等は免除、他市民は2分の1減免が適用されることとなっております。それで今回、広域行政圏、構成市は小平市、東村山市、東久留米市、清瀬市、西東京市でございますが、各市が設置する体育スポーツ施設の個人の相互利用協定を、ここで協定を結ぶ予定がございます。それに基づきまして市民料金を適用することから、市民料金ということになりますと免除しなければならないということもございまして、免除規定を定めさせていただいているものでございます。ちなみに健常者等が他市民の方であっても、温水プール、トレーニング室等の個人開放事業を御利用いただくときは、自動券売機で購入すれば市民等と同じような料金で使用する事が可能となっておりますので、ハンディキャップ等をお持ちの方だけここで規定をさせていただければ、他市民の方も自市民と同じような形で御利用ができるようになっております。先ほど説明しましたが、他市民というのは広域行政圏内の市民ということでございます。

それでは第10条でございますが、第10条の利用料金の還付等につきましては、利用料金を還付する基準及び還付をする額を定めているものでございます。第1号から第4号まで利用の取消し要件により還付額は変わりますが、内容としては現行規則と変わるものでございませぬので、よろしく願いできればと思っております。

第11条の超過料金の納入につきましては、スポーツセンターの温水プール、トレーニング室、ランニング走路、総合体育館のトレーニング室等は、午前9時から午後9時までの間、基本時間2時間のフリータイム制により入退場ができるようになってございます。それについては、御利用者の都合により超過時間、例えば1時間超過したときについては超過時間数を清算してもらうものを規定しているものでございます。なお、今回総合体育館のトレーニング室につきましてはフリータイム制を導入してございませぬが、来年4月以降についてはフリータイム制に基づきまして御利用しやすいように改善をさせていただいたものでございます。

それでは恐れ入りますが、4ページをお開きください。第12条の指定管理者の募集から5ページ、6ページの第19条までの事業報告書の提出までにつきましては、指定管理者に関する規定を定めているものでございます。この中で何点か補足して説明させていただきます。4ページにお戻りいただきまして第12条でございますが、指定管理者の募集につきましては、教育委員会が指定管理者を公募するときに、団体に公表する内容を規定しているものでございます。具体的には1号のスポーツ施設の概要、2号のスポーツ施設の管理運営内容、3号の公募の期間、4号の応募期間、5号の選定基準、6号の管理する期間　これは指定期間でございますが　7号の利用料金に関する事について規定しているものでございます。第13条の指定管理者の指定の申込みについては、団体が応募するときに提出する書類の内容を規定しているものでございます。具体的には、1号の事業計画書、2号の団体の定款もしくは寄附行為に類するもの、3号の団体の役員名簿、4号の法人の登記事項証明

書、5号のスポーツに関する施設またはこれらに類する施設の管理に関する実績を記載した書類、6号の団体の概要がわかる書類、7号の団体の経営状況がわかる書類を応募のときに提出するものを定めたものでございます。

それでは恐れ入りますが、6ページ目をお開きください。第20条の遵守事項、第21条の物品販売行為等の禁止は、施設利用上の遵守すべきことを規定しているものでございます。第22条でございますが、教育委員会による管理については、指定管理者の募集については、原則的には公募プロポーザル方式により行うものですが、公募に対して応募者がなかった場合、または応募者のうち指定管理者として最低基準を満たす候補者がいなかった場合に、一時的措置として教育委員会がスポーツ施設の管理を行う必要が生じた場合に準用する規定を設けているものでございます。ちょっと長く規定されておりますが、使用料と利用料金の関係、指定管理者と教育委員会の関係等がこの規定の中で述べられています。

恐れ入りますが、7ページをお開きいただきたいと思っております。第23条の委任については、この規則に定めるもののほか、スポーツ施設の管理に関し必要な事項は教育委員会が別に定めるものでございます。附則でございますが、1項のこの規則は平成18年4月1日から施行するものでございます。2項により、西東京市スポーツセンター条例施行規則から8号の西東京市武道場条例施行規則までの8規則は廃止するものでございます。次の3項、経過措置でございますが、この規則の施行の際、廃止する前の条例及び施行規則の規定により使用の承認を受けている者は、この相当規定に基づいて利用の承認を受けたものとみなすものでございます。これは先ほど御説明さしあげましたが、予約システムにより2カ月前から予約はできるということで、18年4月1日以前に18年4月1日以降を予約することは可能だということで、その辺のところの相当規定を設けているものでございます。

恐れ入りますが、8ページ目をお開きいただきまして、4項、条例第18条に規定するものでございますが、指定管理者の指定日、18年4月1日であります。指定日前に支払いを受けた指定日以降にかかわる施設等の利用にかかわる利用料金については、この規則の規定により利用料金の前払いとみなすものであるということにつきましても、3項で御説明さしあげましたように、予約システムで2カ月前から、具体的には2月ごろから予約はできるということで、そのときは使用料という形で納入していただくこととなりますが、現実4月以降は利用料金制度を導入する予定でございますので、4月1日以降の利用については、利用料金の前払いとみなすものでございます。そのような規定を定めているものでございます。第3項でございますが、指定管理者の公募に必要な行為、具体的には第12条の指定管理者の募集、第13条の指定管理者の指定の申込み、第14条の指定管理者の選定の基準を定めることについては、この規則の施行日前にできることを規定しているものでございます。

恐れ入りますが、規則、別表の後に様式を定めてございます。様式第1号から第8号まで定めてございますので、よろしくお願ひできればと思っております。

以上で補足説明を終わらせていただきますので、よろしく御審議のほどお願ひ申し上げます。

竹尾委員長 提案理由の説明が終わりました。質疑を受けます。

角田委員 1枚目、第3条の最後の方です。指定管理者が特に必要と認めるときはこの限り

でないとありますが、この特に必要と認めたときの規約とか別途あるのでしょうか。例えば
どんなときなのかなと思って今聞いておりましたが、別に規約があるのかどうかだけ。

富所スポーツ振興課長 これについては、予約システムの登録に関する規則等の中で示して
いるものですが、この中で、要は指定管理者の中で予約システムを使わないで施設
を確保しなければならない事情のものはございます。それは何かといいますと、例えば体育
協会、または体育協会の加盟団体が年間を通して市民のために大会開催等をしなければなら
ないときについては、予約システムによらずに、事前申請制度がございまして、その中で
申請ができるということを規定しているものがございまして、その辺のことから、そういう例
外規定的なものもあるということを示しているように理解しています。

角田委員 特に別に規約があるわけではないと。

富所スポーツ振興課長 今御説明申し上げましたように、別に教育委員会が定めるというこ
とで、要は事前申請規定か何かになるかと思えますけど、そういうものを定めながら、例え
ば市民のために大会運営をするということについて遺漏がないような形で進めるようには準
備しているところでございまして、今現在ちょっとございませぬ。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませぬか。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本議案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第39号 西東京市スポーツ施設条例施行規則は原案のとおり可
決されました。

竹尾委員長 日程第5 議案第40号 西東京市スポーツ振興審議会委員の委嘱について、
を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第40号、西東京市スポーツ振興審議会委員の委嘱についての提案理由を
御説明申し上げます。

本案については、スポーツ振興審議会委員の任期満了に伴い委嘱するものでございまして。
任期につきましては平成17年7月1日から平成19年6月30日までとなっております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

名古屋生涯学習部長 それでは、冒頭に申しわけございませぬけれども、議案第40号の議
案資料につきまして一部訂正をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

表の中の学校体育の関係者の欄で、カナ氏名という欄がございませぬけれども、そこで「オ
コノイギ ハジメ」となっていますが「イ」を削除していただきたいと思っておりますので、よろ
しくお願いしたいと思います。

それでは、教育長に補足いたしまして御説明申し上げます。

スポーツ振興審議会につきましては、スポーツ振興法第18条第2項の規定により、西東
京市スポーツ振興審議会条例に基づき設置しているものでございまして。審議会につきましては
は、教育委員会の諮問に応じ、スポーツに関する重要事項について調査、審議を行っている

ものでございます。委員の委嘱につきましては、教育委員会は条例に基づき市長に意見を聞くこととなっておりますので、その手続を踏まえ委嘱を行うものでございます。

定員につきましては10名以内で組織しております。選出区分、人数につきましては、まず社会体育の関係者の区分につきましては体育協会からの推薦、地域体育団体からあわせて3名を選出いたしております。学校体育の関係者の区分につきましては田無工業高校、小・中学校校長会からの推薦により3名を選出しております。スポーツに関する学識経験者の区分につきましては、早稲田大学、武蔵野大学、医師会、多摩小平保健所からの推薦により4名を選出いたしているところでございます。

以上、委員の選出の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

竹尾委員長 提案理由の説明が終わりました。質疑を受けます。

大後委員 先ほどと同じなんですけれども、できれば性別と年齢を教えてください。

富所スポーツ振興課長 申しわけございませんが、年齢については手持ちの資料がないので御猶予いただければと思います。

性別につきましては、社会体育関係者、3番目の三原さんという方が女性でございます。それ以外については男性でございます。そういう意味で、スポーツ振興審議会の中で女性1名、他は男性の9名構成で行っているということでございます。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。本議案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第40号 西東京市スポーツ振興審議会委員の委嘱について、は原案のとおり可決されました。

竹尾委員長 日程第6 請願第1号 「学習指導要領の目的を十分に踏まえた中学校の歴史・公民教科書の採択を求める陳情」及び日程第7 請願第2号 教科書採択にかんする請願、を一括議題といたします。

これより一括質疑を行います。

角田委員 いろいろな御意見をいただきましたが、お伺いしたいんですけれども、教科書の採択の手順について説明してください。

大町指導課長 それでは、私の方から教科書の採択手順について御説明申し上げます。

まず教科用図書の採択を公正かつ適性に行うため、教科用図書選定委員会を設置いたします。この教科用図書選定委員会は、校長または副校長9名、保護者2名、市民2名、計13名で構成されております。この選定委員会に対しまして、教育長の方から諮問を行います。諮問につきましては、教科書の内容、それから構成、分量、表記、表現及び使用上の便宜について調査・研究を行うように諮問をいたします。選定委員会は調査部会、これは採択を公正・適性に行うために種目ごとに調査部会を設けまして、各教科ごと全種類の調査資料を作成するための部会でございます。この調査部会につきましては、各教科、各校1名プラス校長の10名で成り立っております。

一方、教育長の方から選定委員会及び調査部会における必要な資料を得るため、各校長に各教科種目ごとに全種目の教科用図書の調査研究を依頼いたします。これは学校別図書研究会と申しまして、校長が総理し、副校長が補佐し、教科ごとに教科用図書の調査研究を行います。校長は図書研究会における調査研究の結果に基づいて各教科、種目ごとに全種類の教科用図書の調査資料を作成し、教育長に提出いたします。この提出された資料をもとに、先ほどお話しいたしました調査部会が適正な教科書選定のための調査を行います。調査部会は学習指導要領及び関係法規等の確認、それから調査のための文書等の確認、それから先ほど申し上げました学校別教科用図書研究委員会から提出されてきました資料についての調査、選定委員会に提出する調査結果の報告を行います。その報告を受けました選定委員会は、調査部会、学校別図書研究委員会から出されました資料及び研究結果をもとに教育長に対して答申を行います。教育長はその答申を議案として教育委員会に提出し、教育委員会で採決されると、そういう流れになっております。

角田委員 であるならば、現場の先生方の意見も十分に生かされるわけですね。

大町指導課長 現場の先生の意見は学校ごとに設けました学校別教科用図書研究会、それから選定委員会が設置いたしました調査部会の中で反映されてまいります。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。

大後委員 何回かこのような機会にぶつかっていますけれども、今回もそうですけれども、請願とそのほかにも要望書とかいろいろ自宅に送っていただいた方たちもいらして、いろいろな資料を私たちは読んで、私たちなりに研究していますけれども、今の採択の流れを伺いますと、とても現場の先生方の意向もちゃんと反映された方法でいつも採択されていますし、今回もそうだと思いますので、殊さら今私たちがここで態度を改めて何か取り組み方を変えるとかという必要はないと思いますので、今までどおり私たちはやっていきたいと思っております。

竹尾委員長 ほかに討論はございませんか。 討論なしと認めます。

これより採択します。

まず、請願第1号を原案のとおり採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手なし。よって、請願第1号 「学習指導要領の目的を十分に踏まえた中学校の歴史・公民教科書の採択を求める陳情」、は不採択と決定しました。

次に請願第2号を採択します。原案のとおり採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手なし。よって、請願第2号 教科書採択にかんする請願、は不採択と決定しました。

竹尾委員長 日程第8 報告事項に入ります。

(1) 青嵐中学校建替に伴う工事契約について。

小野学校教育部主幹 青嵐中学校建替に伴う工事契約について報告をさせていただきます。

お手元に資料をお配りしておりますが、A4版の用紙3枚とA3版の図面が4枚あります。順を追って説明させていただきます。

平成17年第2回定例市議会において工事の契約締結が議決されましたので、ここで御報告させていただきます。

工事の発注につきましては、建築、電気、機械設備工事を分離発注しております。建築工事においては建築工事と一体化した機械整備等でございますが、受注機会の拡大ということで分離発注している次第でございます。

契約金額などについて資料1枚目の1番、青嵐中学校校舎等建替工事の建築工事ですが、契約金額は2億9,765万円で、契約の相手は三井住友建設株式会社。この業者は、けやき小学校の建築工事を請け負った業者でございます。契約期間は平成19年2月28日までです。

2、青嵐中学校校舎等建替工事の機械衛生設備工事は、契約金額が4億7,859万円で、契約の相手は大成温調株式会社。契約期間は平成19年2月28日までです。

3、青嵐中学校校舎等建替工事の電気設備工事は、契約金額が2億5,788万円で、契約の相手は三菱電機ビルテクノサービス株式会社。契約期間は平成19年2月28日までとなっております。

それでは、2枚目の工程表をごらんください。2枚目の工程表は事業全体の工程表でございます。工事が順調でこのまま進むということになれば、校庭整備工事を完了する8月をめぐり、平成19年9月からは青嵐中学校の生徒に良好な教育環境を提供できると考えております。

現在、解体工事を行っております。解体工事の契約の相手は関口工業でございます。契約金額は7,274万4,000円です。先週の23日木曜日に、解体並びに建設工事にかかる工事説明会を保護者、近隣、電波障害等が発生すると予測されている地域も踏まえまして説明会を行っております。翌日の24日から仮囲いの工事に着手いたしまして、工事区域と生徒の動線を区別し安全確保に努めているところでございます。

3枚目の工程表をお願いいたします。3枚目の工程表につきましては、現在学校北側の用地を借用して工事中であります仮設グラウンドの工程表もあわせて、グラウンドに関する工程表を作成しております。ここで最下段の運動会という部分がございます。この運動会につきましては、青嵐中学校は例年10月に運動会を行っておりますが、今の仮設校舎が運動場に建設されていることもありまして、たまたまひばりが丘に桜蔭学園のひばりが丘グラウンドがございます。この桜蔭学園の理事者等をお願いをいたしまして、運動会にかかる運動場の提供をお願いしたいということで申入れをしたところ、快く受けていただきまして、建設中の運動会はこの桜蔭学園のひばりが丘グラウンドを借用するというで行うことになっております。それでは、A3版の図面を説明させていただきます。両面コピーですので、ちょっと裏の図面の印刷がしみておりまして、若干見にくいことは御了承ください。まず1枚目でございます。1枚目は現在建っておりますプレハブの仮設校舎、既存の東校舎が仮設校舎として併設して使用しております。一番南側に仮設の体育館がございます。建設予定は斜線を引いてあります。真ん中にありますのは校舎棟になります。左手に体育館棟を建設する予定になっております。

裏面をお願いいたします。体育館の地下の配置図になっております。左手が地下2階の平

面図、右手が地下1階となっております。地下2階につきましては吹き抜けになっておりますので、地下1、2階の建物ということになります。地下1階には部室、地下2階にも部室をつくっております、地下2階のスペースといたしましては、武道等ができるスペースを確保してございます。さらにミーティングルーム、トイレ等を整備しております。

2枚目をお願いいたします。2枚目は1階の平面図になっております。左手が体育館1階で、アリーナと管理室、それから教官室等を設けております。この管理室等につきましては、学校等の要望によって配置を決めております。右手の校舎棟は職員室が一番南側、グラウンド側の東に校長室、保健室等を設けてございます。トイレ等につきましては、全館トイレにつきましては一般用と、通常だれでもトイレと言われているバリアフリーになっておりますトイレを配置しております。また、エレベーターで1階から5階までのプールまで行けるという設備になってございます。1階につきましては、北側にコンピュータールーム、図書室等を設けております。ここは生徒の昇降口がメインでございます。

裏面をお願いします。こちらからは2階からの図面になっております。2階から4階までの配置は一緒でございます。東側に普通教室、西側に特別教室の配置となっております。現在、生涯学習部との協議を進めておまして、構造的に東側の普通教室の前の廊下に開放施設等を、開放区分と非開放区分ということで扉等を設置して分離するという工事を考えております。よって、東側の特別教室に関しては将来的には開放できるだろうということにはなっております。

次のページをお願いいたします。ここは3階となっております、2階と同じ構造でございますが、3階には特別教室として調理室、被服室を設けております。

次のページをお願いいたします。4階、5階という図面になってございます。左手が4階の平面図となっております。同じく東側に普通教室、西側に特別教室を配置してございます。西側の特別教室は理科室、音楽室、東側に普通教室等を設置しております。真ん中の5階の平面図ですが、5階にはプールを設置しております。北側斜線の関係でプールの北側になりますが、4階の屋上部分に屋上庭園として緑化部分を整備しております。プールにつきましてはドームつきということになってございます。

最後のページに立面図があります。上側が南側から見た立面図になります。ちょうどこの真ん中のところの校舎棟と体育館棟は、2階の渡り廊下で行き来ができるという構造になってございます。下段につきましては、北側から見た立面図でございます。

青嵐中に関しましては、以上でございます。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。

大後委員 すばらしい校舎ができそうで、とてもわくわくしますけれども、もう伺ったかと思えますけれども、女子のお手洗いなどは洋風になるんではたかしらということと、校舎が南北に長いんですか。明るさの問題はどうなのかなとちょっと感じたんですけれども。

小野学校教育部主幹 トイレの数につきましては規定の数量を用意してございます。ワンズパンに属する生徒数に対する法的基準がございまして、これを充足しております。ですので、既存のトイレよりは多く設置してございます。洋式は当然つけてございます。若干和式も用意しなければいけませんが、率的には洋式が多くなってございます。あと照明ですけれ

ども、普通教室でよろしいですか、各教室とも……。

大後委員 建物全体が立派なので。

小野学校教育部主幹 照度につきましては、屋上から採光部分をとっておりますので、全体的には明るく、けやき小学校の明かり取りをイメージしていただければわかるかと思えます。あと教室等につきましては、基準の500ルクスをクリアできるという照明施設を完備しております。

以上です。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

報告事項(2) 保谷中学校体育館建替に伴う事業予定について。

小野学校教育部主幹 保谷中学校体育館建替事業について説明させていただきます。

お手元の資料で順を追って説明申しあげます。

建替に伴う基本及び実施設計を平成16年に契約し、作業を行ってまいりました。しかしながら、当該事業につきましては、都市計画道路3・2・6号線、保谷調布線築造事業に伴い、保谷中学校用地が計画線にかかるため、物件移転補償用地買収等により財源として事業行うものであります。当初の予定では、今年度に設計並びに用地買収物件移転補償の契約を締結し建替工事を行う予定でありましたが、東京都の予算状況から買収契約を1年延伸したいという申し出が東京都からございまして、教育委員会と学校とともに協議を行いました結果、買収後にはグラウンドが狭くなるという現実的なものを踏まえて、1年間でも現状のままの方が生徒にとってもよいのではないかという結論に達しまして、東京都の申し出を了承した次第でございます。

基本設計を行うに当たり、東京都と物件移転補償の交渉も今現在、確定できないということもありまして、3月定例会市議会で予算の繰越明許という措置を行い、議決されたところでございます。東京都とは継続して補償の交渉を行っているところでございます。基本設計がほぼ完了いたしましたので、6月15日に保護者及び近隣住民に対し説明会を行いまして、事業の延伸の報告と基本設計について説明を行ったところでございます。説明会の資料と同じ内容の資料でございますので、まず事業の予定でございます。基本設計はほぼ説明どおり完成しておりますが、学校や保護者並びに近隣住民等の要望内容を精査し、実施設計に取りかかる準備を進めているところでございます。契約上、10月末には実施設計を完了するというところでございます。建替工事につきましては、この工程でいきますと平成18年5月ごろには仮設体育館の建設に着手いたしまして、プール授業が終わる9月ごろにはプールと体育館を解体し建築工事に着手すると。平成19年の2月には引渡しを受けて、卒業式は新体育館で行えるということで事業を進めております。

裏面をお願いいたします。裏面につきましては事業規模を既存と新体育館を比較した表になってございます。新体育館はプールと複合の施設でございますので、全体面積といたしましては1,358平方メートルほど大きくなるということになります。

2枚目をお願いいたします。2枚目の配置図でございますが、これは全体の都市計画道路3・2・6号線を現況平面に重ねた図面でございます。この右手に破線が南北に通っておりますが、これが保谷調布線の線引きとなっております。この部分に仮設体育館を建設すると

ということで、新体育館の建設予定位置は、現在のプールと体育館のところに建設するという配置になってございます。仮設体育館につきましては、既に買収済みの東京都の用地もございまして、この用地を借用しながら工事車両通路も確保するというように考えております。

その裏をごらんください。この裏の図面は黒くぼかしてございますが、今の建設予定の新体育館と仮設体育館をズームアップした図面でございますが、ここに都市計画道路をラップさせますと、黒くぼかしたところが建設時の工事区域という形になります。工事車両につきましては、右手に三角が2つございまして、上の三角が工事車両入り口ということになっております。これは新青梅街道から入ってきて、途中からちょっと狭くなるんですが、この市道を利用して工事車両は入ってくるということになっております。下の部分に生徒が東側から通学する生徒の学校の入り口を設けております。工事区域と生徒の動線を区分するというように考えております。

最後のページをお願いいたします。これは詳細配置図になってございます。この図面は右手が北側ということになりますので、右側を上にしていただくと北側が上にきますので何となく配置がわかるかと思いますが、左の下は1階の平面図ということになっております。1階はアリーナを設けまして、西側に玄関を設けまして、玄関から入りましたら左手に多目的、右手に受付、これは開放した際の受付の管理室という形になってございます。ここに男女のトイレを設け、さらに先ほどご説明でもお話ししました、だれでもトイレというのを用意しております。この建物につきましては、1階から3階のプールまでエレベーターで行き来ができるという構造になってございます。体育館、アリーナに入りましたら右手に教官室を設けて体育器具庫並びに北側にステージを設けております。右手の配置図でございますが、右手の配置図は2階の平面図になってございまして、2階は校舎の2階から体育館の2階へ渡り廊下を通して行き来ができるということになっております。2階には男子、女子の更衣室を設け、2階のエレベーターの入り口が設けられると。さらに南側にミーティングルームというものを作りまして、会議等にも使えるという形になってございます。右の上側が3階、屋上になりますけれども、プールを設けております。このプールにつきましては、エレベーターで上がってきたところに更衣室、シャワー室、トイレ等を設けております。

以上でございます。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。

質疑はございませんか。 質疑を終結します。

報告事項(3)平成17年度小学校給食調理業務委託校について。

富田学務課長 それでは御報告申し上げます。

小学校給食の民間委託については、旧保谷市当時、平成5年の行財政改革大綱の中で制定されまして、いわゆる給食調理職員が退職した場合、不補充という方針が出されました。それによって職員の補充ができない状況の中で、学校給食を安定して実施する方策として、今申し上げたように旧保谷市当時にそのような民間委託の方策をスタートさせていただきました。そしてお手元の資料をごらんいただくように、平成10年2月に保谷小学校を第1校といたしまして、今回本年度新規校として谷戸小学校がスタートいたします。これで現在小学校につきましては19校のうち10校ということになりますので、今年度で過半数に達す

るということでございます。

以上です。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。

質疑はございませんか。 質疑を終結します。

報告事項(4) 西東京市体育指導委員の解嘱及び委嘱について。

富所スポーツ振興課長 体育指導委員につきましては、スポーツ振興法の規定に基づきまして西東京市体育指導委員に関する規則により市民のスポーツ振興のための指導・助言を行っているものでございます。

本年3月をもって任期満了となることから、平成17年4月1日から平成19年3月31日までの2年間の任期について定員20名を委嘱したところでございます。しかし、こちらに記載の高梨真由美委員が転勤のために市外転出をするため退職の申し出がありましたので、4月30日をもって解嘱を行ったものでございます。ついては中條尚子氏を欠員補充のため委嘱を行ったものでございます。

任期は前任者の残任期間である平成17年5月30日から平成19年3月31日まででございます。

なお、欠員補充方法については、当初の体育指導委員の選考時に補欠者をあらかじめ選考しておいた者を今回欠員補充の候補者としたものでございます。

よろしく願いいたします。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。

質疑はございませんか。 質疑を終結します。

報告事項(6) 西東京市公民館事業実績報告書について。

島崎保谷公民館長 それでは、平成16年度西東京市公民館事業実績につきまして御報告申し上げます。

公民館の事業、役割は大きく分けて2つに区分されております。まず1つは、市主催事業を実施して市民にさまざまな学習機会を提供すること。もう1つは、部屋等の施設を提供いたしました市民の自主的な学習活動を援助すること。この2つに分けられておりますが、16年度も6つの公民館でさまざまな市主催事業を実施し、また施設も各市民団体に活発に利用されてまいりました。

それで、具体的な数字についてお示ししたいと思います。恐れ入ります、資料の8ページをお開きいただきたいのですが、保谷公民館の数で申し上げます。公民館の使用に関する事項という中で、利用件数の表がございます。一番左に各部屋の利用件数の合計が出ております。4,646件の使用がございました。これを15年度の実績と比較しますと4,704件でございましたので58件、若干の減という形になってございます。またその下の表、利用度でございますが、真ん中の辺に延べ利用人数という欄がございますして76,177人の利用、これが16年度の実績になっております。15年度と比較いたしますと77,531人、1,350人強の減が確認されております。この辺は全体の数で申しますと、各公民館の表が入っておりますが、トータルいたしますと、利用件数では16年度が2万3,961件、15年度が2万3,682件、利用件数では279件、1%ちょっとのプラスになっております。延べ

人数で比較いたしますと、全体では34万9,521人、15年度が35万492人、人数ではかえって970人強のマイナスが出ていると。率でいいますと0.3%、ほぼ前年度並の利用がされていたというような実績になってございます。

事業内容等の詳細につきましては、各公民館ごとに項目等を載せてございますので、後ほどお読みいただきたいと思います。

大変雑駁ですが、以上でございます。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。

角田委員 全体の利用率をずっと見せていただいたんですけども、保育室というのが極度に少ない人数ですよ。利用率が低いというか。住吉公民館は保育室はないようですが、あとのところのをずっと見てみますと、ほとんど利用率が10%以下とかというところもあるようですけれども、やはり必要なんですか。

島崎公民館長 確かに利用率を見ますと10%台のところが多い。これは実体は一般開放しておりません。いわゆる子育ての登録してある団体が使う場合、それから市主催事業で保育をつくる場合のみに限定した形でこれまで使われておりました。その結果、利用率が大変低いという結果になっております。このような反省もありまして、今年度から公民館の保育室を一般開放いたしまして、子育てに悩む地域とのつながりが持てないお母さん方、子どもさんも一緒に、その方たちに開放して、公民館のつながり、地域とのつながりを図っていただくという形で新しい取り組みも始めております。幾つかの公民館においてありますが、非常に喜ばれている結果が出ているというふうに報告を受けております。この辺もこれからどんどん充実といいますか、拡大していかなければならないのかなというふうに考えております。

以上でございます。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

次に、教育相談課長から報告があります。

長澤教育相談課長 教育相談課ですが、前回宿題をいただきましたので、申しわけございませんでした。表記が紛らわしいというところがありまして、今回口頭でお答えさせていただきます。

16年度の学校訪問教育相談事業の内訳のところ、学校訪問教育相談員の表の下に米印、「教員、保護者からの相談」というのがありますが、の学校訪問教育相談員の対象者は主に教員です。米印が非常に紛らわしくて、この表記は大変申しわけございません。

それから のスクールピアの対象者は児童なので、の教員の相談の内容はというところの御質問に関しては、は対象者が教員なので、全体の587件の相談の中で、教員から関連で保護者というのも相談がありますが、これは保護者のみというのが5件、後は全部教員と重なっているということで、教員からの相談は99%ということです。

それから関連しまして、中学校のスクールカウンセラーに関しても教員からの相談はどうかということでしたが、中学校9校全体で延べ480件の相談がカウンセラーへ寄せられております。主な相談の上位に挙げられるものにつきましては、不登校の相談が345件、全体の中で71.9%と一番多いものです。それから2番目に多いものとしましては問

題行動等ということで5.6%、それから3番目に多いのが身体・健康に関する相談で4.4%というものです。

以上でございます。

竹尾委員長 ただいまの説明について、御質疑はございませんか。 質疑を終結します。

竹尾委員長 次に、日程第9 その他を議題とします。

教育委員会全般についての質疑をお受けいたします。

大後委員 ある学校の学校便りを拝見してまして、4月からの個人情報保護法施行に伴って各校でいろいろと今までのことを変えて対応していらっしゃるようですけれども、これは全市的な動きで統一しているようなことなんでしょうか。各校それぞれの取り組みなんでしょうか。

村野学校教育部長 4月に個人情報保護法が施行されたということで、それを境に大変個人情報の扱いが厳しくなっています。それ以前に西東京市といたしましては条例がございました。個人情報保護法が施行される前段の1月ぐらいから、この扱いについては、前回の四中のコンピュータの事件ではありませんけれど、個人の情報については取り扱いを厳重にしてもらいたいという指導をまいりました。

それで実はきょう校長役員会がございまして、そのあたりにつきまして今後どういう形で個人情報の取扱いをしていくのか、西東京市教育委員会としてのガイドラインのようなものをどうするのか、こんなこともありますので、今後詰めなければいけないんですが、御存じかと思いますが、この法律が施行されたことによりまして、全国的にやはり子どもさんたちの個人情報の取扱いが厳密になりました。例えば今まで学校内で何らそういう問題点がなかった学校便りに個人の名前を入れる、生徒・児童の名前を入れる、このことも厳密にいきますと個人情報保護法にひっかかってくるということでございますので、その取扱いについては学校でもかなり神経質になっているかと思えます。何らかの形で教育委員会と学校と調整する中で、取扱いについては一定のガイドラインのようなものは必要になってくるのかなと思っています。

子どもさんのお名前あるいは生年月日等、学校内での情報でしたらひっかからないと思うんですが、これが一度外に出て本来の目的以外に使われるということも可能性としてはありますので、視点を変えてこれから検討していく必要があるのかなと、そんなふうに考えています。

大後委員 安心しましたけれども、本当に今全国的に行き過ぎた傾向にもあるようなので、開かれた学校を目指している今にしては、とても大変な時期になったなと思えます。この間も運動会を拝見しましたが、名前を呼ぶとか、学校公開で廊下や教室の中に絵とか日記とかいろいろ張ってありますね。ああいうのも悪用されれば切りがないという心配もありますので、ぜひ全市を上げて取り組みをしっかりとっていただきたいと思えます。

角田委員 答えられなかったら答えられないと言っていたいただいて結構です。先日市長さんのマニフェストを見ておりましたら、1年以内に介助員をつけるというようなことが書かれてあったので、「え？」とびっくりしたんですが、1年以内というと今年度ですよ。

今こういう計画があるのか、介助員というのを学校ではどのようになっているのか、聞いてよければ教えてください。

村野学校教育部長 確かに角田委員御指摘のように、マニフェストの目標32でしたか、小学校の普通学級に通う障害児に介助員を配置するという項目がございます。御承知のように、現在はプール授業、校外学習、これのみに介助員を設置しているわけですが、今回のマニフェストは日常的に介助員を設置するということでございます。

実は今回、6月定例会市議会の中でいろいろ介助員について一般質問がございました。来月の教育委員会定例会の中で御報告をさせていただきたいと思いますが、結論だけ申し上げますと、私も今まで、この間はその準備を進めてまいりませんでした。マニフェストが出てまいりまして、市長部局としてそういう気持ちがあるということと、過去3回この件につきましては市議会の陳情が採択されております。これは全会派賛成ということで、全体的な流れとしてはそちらの方向に向かっているのかなという認識は持っておりまして、教育委員会としても現在事務局の中で検討しておりまして、来月以降、学校現場における課題、問題点、そういうものを検証、整理させていただいて、教育委員会の方にもその辺の御意見を伺った上でこれから対応してまいりたいと思いますが、少なくとも今年度中はこの対応は無理であるという答弁をしているところでございます。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

以上をもちまして平成17年第6回西東京市教育委員会定例会を閉会いたします。どうも御苦労さまでございました。

午後 3 時 2 8 分 閉 会

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会委員長

署 名 委 員